

会 議 概 要 書	
会 議 の 名 称	令和6年度第1回袋井市国民健康保険運営協議会
担 当 部 課 名	市民生活部保険課
会 議 の 開 催 日 時	令和6年7月25日（木）午後1時30分～午後3時00分
会 議 の 開 催 場 所	袋井市役所3階302会議室
出 席 者	袋井市国民健康保険運営協議会委員 12名 （被保険者代表4名、保険医・薬剤師代表2名、公益代表4名、被用者保険代表2名） 事務局 10名 （市民生活部長、保険課4名、保健予防課2名、納税課3名）
議 題	報告事項 1 令和5年度袋井市国民健康保険事業実績について 2 令和5年度保健事業の実施状況について 3 令和5年度袋井市国民健康保険特別会計決算見込みについて 4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について 5 袋井市国民健康保険における今後の取組について

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	1 開会 （定足数の確認） 委員14名中12名の方が出席しているため、袋井市国民健康保険運営協議会規則第5条（委員の半数以上の出席）の規定により、本日の会議は成立していることを報告した。
市民生活部長	2 保険者あいさつ 昨年度は、国民健康保険保健事業実施計画、いわゆる「データヘルス計画」及び「特定健康診査等実施計画」の策定への御協力に感謝申し上げます。完成した計画に沿って、各事業を着実に実施することで、被保険者の皆様がより健康に、より幸せに暮らすことができるよう、しっかりとPDCAサイクルを回し、進捗管理を行ってまいりたい。 現在、本市の国民健康保険の被保険者は、約1万5,000人余で、後期高齢者医療への移行や被用者保険の適用拡大などにより、被保険者数は減少傾向にあるが、中高年齢者の割合が増加し、一人当たりの医療費が増加している傾向にある。 市民の皆様がいつでもどこでも、安心して医療が受けられる、地域医療の確保や、地域住民の健康増進に貢献していくことが求められていることから、保険者として、国の制度改正への適切な対応、事業の円滑な運営を目指してまいりたい。 本日の会議では、令和5年度の事業実績、保健事業の実施状況、令和5年度の決算見込み、国保の今後の取組について御報告するので、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りたい。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委員	3 委員紹介 本年4月から新たに就任した委員の自己紹介
会 長	4 会長あいさつ 最近本当に暑い日が続いており、昨日も静岡市が全国の最高気温を記録したということで、今月に入り静岡市や浜松市で、最高気温が記録をされている。本当に今まで経験したことないような酷暑になっている。また、4月に入り、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大し、第11波と言われているところである。 さて、国保の保険証は、7月が更新時期となっており、今月3日に発送したということだが、これが紙で発行する最後の保険証ということになる。12月2日からは、これまでの紙の保険証は発行しなくなり、健康保険証として登録したマイナナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」を基本としたしくみに変更となる。この件については、後ほど事務局から説明がある。 本日は、今年度1回目の会議ということで、先ほど部長のあいさつにもあったとおり、令和5年度の事業実績、決算見込み、本市の国保における今後の取組について報告がある。 本市の国民健康保険事業がよりよいものになるよう、委員の皆様から意見をいただいて、ともに考えていきたいので、忌憚のない御意見をお願いしたい。
事務局	5 議事 報告事項1から3について説明 1 令和5年度袋井市国民健康保険事業実績について 2 令和5年度保健事業の実施状況について 3 令和5年度袋井市国民健康保険特別会計決算見込みについて
委員	資料6ページ「(5) 保険給付の状況」アの表「加入者一人当たりの療養給付費の合計金額」について ①アの表題は「療養給付費の区分別給付状況」となっているが、下のグラフでは、一人当たりの医療費となっている。「408,358円」は、医療費10割の合計金額か、本人負担分を除いた療養給付費がどちらか？ ②前期高齢者一人当たりの医療費を参考に教えていただきたい。被保険者の年齢構成は、おおよそ半数が前期高齢者とのことから、年齢構成の差が金額に表れた結果であるのか。
事務局	①「408,358円」は、医療費10割の合計金額である。来年度以降は、表題とグラフの記載について文言の統一をする。 ②前期高齢者(65～74歳)の7割(又は8割)の、医療費の一人当たりの金額は、約43万円、全加入者の7割相当の医療費一人当たりは、約28万円。この差は、加入者年齢構成によるものが大きく影響していると考えている。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	被用者保険と比較すると、国保加入者は、自営業者やパートやアルバイトの方、退職された方々、健康上の理由など様々な事情でお勤めされていない方、さらには生活状況が厳しい方もおり、加入者一人ひとりの生活状況が被用者保険の加入者と異なっている。 また、特定健診の受診率（令和4年度46%）が対象者の半数以下で、受診は、本人の判断に委ねられてしまうため、疾患が発見された時点で重症化しているケースも少なくない状況である。
委員	被保険者数が年々減少しているが、60～70代の方でも仕事している方が多くなると今後も減少していく状況にある。また、高齢化に伴い、医療費の負担も増えてくるが、これらを視野に入れて、今後の国保はどのように運営していくのか。
事務局	委員ご指摘のとおり、国保の運営は、年々厳しい状況にある。このあと説明させていただくが、これまでの市町村単位の運営を都道府県単位の運営とし、県と市町村がいっしょになって運営していくしくみとなっている。静岡県では、今後5年ほどかけて、納付金の算定方法を変更し、保健事業の実施などについても、県全体で同じ条件で運営していくよう調整するなど、将来的には、保険料も県全体で統一していく方針としている。
委員	一人当たりの医療費の推移が年間5%程度伸びている一端が、健保（健康保険組合）にもあるのかなと感じた。会社を退職すると、健保から国保に入るが、健保にいる間はできるだけ長く健康に過ごしていただくことを勧めているが、一方で、国保にバトンタッチすることは意識していない。そういったことを視野に入れた方針があると、各健保も意識を持つことができるのかなと思う。今後、検討いただければと思う。
事務局	全国では、県国保連合会（県国民健康保険団体連合会）と協会けんぽ（全国健康保険協会）が連携して保健事業を実施し、医療費の削減や疾病予防に取り組んでいる事例がある。 静岡県内では、そのような動きはないが、そういった取組が少しずつ増えている状況である。今後は、市国保と協会けんぽ、あるいは健康保険組合と連携をして、一体的に保健事業等ができればよいと考えている。
事務局	報告事項4について説明 4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
委員	マイナ保険証の月間利用率の目標値や実績値は。
事務局	マイナ保険証利用率の目標値は、国からの要請もあり、5月末時点で20%、8月末時点で35%、11月末時点で50%と、12月の時点で半数の利用率を目指し、周知などを行っているところである。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	利用率は、外来のレセプト件数のうちの、マイナ保険証の利用者数の割合で算出したものになるが、5月時点で14.2%となっている。全国平均の利用率は8.36%であったので、それよりは高くなっている状況である。 世代別では、4,316件の利用件数のうち、40歳未満が343件、40歳から64歳までが1,040件、65歳以上が2,933件で、7割程度となっており、若年層が少なく、年齢が高くなるにしたがって多くなっている。
委員	市が利用率向上のために取り組んでいる、又は予定している施策や事業があるか。
事務局	利用率向上に特化してはいないが、周知のところで紹介した、広報ふくろい、市ホームページ、各世帯へ送付したリーフレットなどで、マイナ保険証の登録方法や利用したときのメリットなどをお知らせしている。 また、限度額認定証の申請の案内をする通知に、マイナ保険証を利用すれば、事前の申請がなくても、窓口で支払う医療費が自己負担限度額になることを記載をして、利用のお願いをしている。
委員	若年層がマイナンバーカードを利用して受診されてない傾向は、被用者保険でも同じである。幼児が自分のマイナンバーカードで住民票を取ることはないと思うので、そういう意味で、マイナンバーカード自体もあまり持っていないのではという中で、利用率もおのずと上がってこないのではないかと考えている。 若年層の利用率をいかに上げるかに知恵を出していく必要があると改めて気づかされた。
委員	マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方に、資格確認書を発行するということだが、紙保険証の有効期限（令和7年7月31日）後の対応は。 また、現在の保険証は身分証としても使えると思うが、資格確認書というのはどのような扱いになるのか。
事務局	マイナ保険証として利用登録していない方には、今回送付した紙保険証の有効期限の前に、資格確認書を送付する予定である。資格確認書により医療機関等で資格を確認することになる。 資格確認書の身分証明書としての取扱いは、どのようになるのかまだ決定していない。顔写真がないため1点では確認できないが、保険証と同様に、ほかのものと2点で確認できるもののひとつに加えていく方向になるのではないかと考えている。
委員	12月2日以降に、新たに国民健康保険に加入した方には、紙の保険証は発行しないということだが、マイナンバーカードは持っていないくて、保険証と紐づけるのは不安だという方も、まだまだいると思う。そういう方には、来年の7月31日以降は資格確認書を渡すのか。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	12月2日以降は、転入や社会保険をやめたなどで国保に入った方で、マイナンバーカードを保険証として登録してない方には、資格確認書を渡すことになる。
委員	特別養護老人ホームなど様々な社会福祉施設に入居されている方への資格確認書の交付について、どう周知していくかが難しいが、何か考えがあるか。マイナンバーカードを持っても渡せない、施設側でも預かってくれないと思うが。
事務局	実際の取扱いについては確認ができていないが、もし、施設から相談があれば、どのような対応していくかを協議したいと考えている。
委員	マイナンバーカードの保険証利用申込みは、病院や薬局にあるマイナンバーカード読み込む機械で手続きできる。病院などに来たときに、暗証番号の入力や顔認証ができればすぐ利用登録ができるので、そのような説明をしていただけたらと思う。
事務局	今後は、医療機関や薬局で保険証の利用登録ができるということも、加入者の皆さんにお知らせをしていきたい。
委員	最近は、薬局でも行くたびにマイナンバーカードの提示を求められるが、マイナンバーカードでなくてもよいのか。
委員	マイナンバーカードでなくてもよいが、マイナンバーカードを使うと、どこの病院を受診したかやお薬手帳がなくても薬の履歴がわかるようになる。
委員	マイナンバーカードは顔写真が載っているが、有効期限は。
事務局	マイナンバーカードの有効期限は10年となっているため、更新時期が近くなったら市から通知される。（後日担当課へ確認：18歳未満については5年となっている。）
委員	私自身は、マイナ保険証を利用しているが、周りの方からマイナンバーカード自体を持ち歩くことがとても怖いという話を聴くことが多い。持ち歩いても心配がないということをもっと周知する必要があると思っている。
事務局	不安に思っている方がいることはご指摘のとおりなので、マイナンバーカードを持ち歩いていただいて大丈夫ということも広報していきたい。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	報告事項 5 について説明 5 袋井市国民健康保険における今後の取組について
委員	資料17ページの基金の繰り入れについて、保険料水準の統一までの間は、基金を繰り入れることができるが、完全統一となると、基金が使い切れなくなってしまうのではないかと考えている。完全統一の時期はまだはっきりしてないと思うが、完全統一が早まれば、基金の活用方法を変更するというような考えでよろしいか。
事務局	完全統一の時期は、まだ決定していないが、現在の県運営方針が令和11年度までのため、おそらく、次の6年間の期間中になるのではないかと考えている。それまでは、基金を活用しながら、国保税が急激に上がらないよう、標準保険料率に近づけていきたいと考えている。委員ご指摘のとおり完全統一となると、基金は使わなくなるので、できれば、加入者の皆様に還元できるようなことを考えていきたい。具体的なことについては、今後検討していく。
委員	今後、税額は1人当たりどのくらい上げる必要があるのか。
事務局	現時点で1人当たりいくらということは申し上げることができないが、県が示している標準保険料率との比較でいうと、まだ1割ぐらい現行税率との差があるので、そういった意味でいえば、全体で10%程度の引き上げは、将来的には必要になってくるのではと考えている。標準保険料率は、毎年県から示されており、今後、県全体の被保険者数の減少や医療費の増加により、さらにその差が広がってくる可能性がある。これらは、令和6年度までの税率改正や納付金の状況を把握した上で影響額を検証し、報告したいと考えている。
	(全ての議事が終了)
事務局	6 その他 事務局から事務連絡
事務局	7 閉会